

## 悪質な詐欺にご注意ください！

電話・はがき・FAX・メールなどを使って不正に金銭をだまし取る悪質な事件や、信用金庫の職員・銀行員・警察官等を装い、ご自宅を訪問して言葉巧みに「キャッシュカード」をだまし取り、預金を引き出すという事件が頻繁に発生しています。

少しでも不審に感じたら、ご家族・警察署・当金庫（お取引店）にご相談ください。

### 《主な手口》

#### ◆オレオレ詐欺

電話を利用して親族、警察官、弁護士等を装い交通事故の示談金等の名目で、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口。

#### ◆還付金詐欺

税務署や社会保険事務所をかたり、税金の還付金等に必要な手続きを装ってATMを操作させて、口座間送金により現金をだまし取る手口。

#### ◆カード手渡し型詐欺

犯人が被害者に対して、警察官や銀行員を名乗り「キャッシュカードが無断で使用されている」などと偽って、暗証番号を聞き出した上でキャッシュカードをだまし取り、ATMで現金を引き出す手口。

#### ◆架空請求詐欺

郵便、インターネット等を利用して「有料サイトの利用料が未払いである」などと偽り、料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口。

#### ◆貸します詐欺

金融機関等を装って、「お金貸します」といった内容のニセのダイレクトメール・携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金をだまし取る手口。

## ～悪質な詐欺の被害にあわないために～

◎該当することが1つでもあれば、詐欺の可能性がります。

一人で判断せずに、すぐにご家族・警察署・当金庫（お取引店）にご相談ください。

※万一、振り込んでしまった場合には、すぐに警察や金融機関にご連絡のうえ、振り込んだ口座の利用停止をお申し出ください。

◆電話で息子や孫を名乗る相手から、「会社の金を使い込んだ」とか「交通事故を起こして示談金が必要だ」などの理由でお金がいる。

「今日中に」とか「すぐに必要だ」など急いで振り込むように言われた。

◇家族に話さないように言われても、すぐに振り込まない。一人で振り込まないことが重要です。

◆電話で税務署や社会保険事務所の職員をかたり、「税金が還付される」などを口実に、ATMを操作するように誘導された。

◇ATMでは、還付金の手続きはできません。ATMを操作させお金を振り込ませてだまし取る手口です。

◆電話で「キャッシュカードが無断で使用されている」とか「元号が変わってキャッシュカードが使えなくなった」などの理由で、「預かりに行く」と言われた。

◇信用金庫の職員・銀行員・警察官等が、電話・訪問等によりお客さまの口座番号や暗証番号を聞き出したり、キャッシュカードをお預かりすることはありません。

◆郵便やメールで、「有料サイトの利用料が未払いです。至急ご連絡ください」などの連絡があり、返信や電話したところ、現金を振り込むように言われた。

◇心当たりのない郵便やメールは、無視してください。もし心配なときは警察署にご相談ください。

◆金融機関等の名前をかたって、メールなどで「お金貸します」や「お金あげます」などと手数料等の名目で、預金口座に現金を振り込ませようとした。

◇最近、金融機関の名前をかたった「貸します詐欺メール」が発生しています。十分にご注意ください。

TOKYO BAY SHINKIN